

■所得申告相談日程

会場：役場2階正庁

月日(曜日)	行政区	対象地域
2月18日(月)	青生野	江堀、青生野、西谷地、世々表、姿平
19日(火)	青生野	丸谷地一・二、羽双、大犬平一・二
20日(水)	赤坂西野	切払上・東、名下一・二、茅、茅南、蕨平、本坂、滝、仁田、草牛
21日(木)	赤坂西野	酒垂新・旧、石神、火打石、岫長、虹ヶ沢、荻ノ沢
22日(金)	赤坂西野	滑石、上、中、西、浅屋敷、前折戸、塩倉一・二
23日(土)		申告相談は行いません
24日(日)	予備日	指定日に申告できなかった方
25日(月)	富田	前沼、彦次郎一・二、日和田、反田一・二
26日(火)	富田	楯木田一・二・三、二反田一・二、中沢一・二・三
27日(水)	西山	戸倉、赤柴、菅田、菅ノ目、水口一・二、大沢
28日(木)	西山	落合、大平、追木、折戸、後折戸、余所内
29日(金)	西山	西野内、宝木、押野、岩野草上・下、大久保
3月1日(土)		申告相談は行いません
2日(日)		申告相談は行いません
3日(月)	渡瀬	江竜田元・上・新、大戸中、下
4日(火)	渡瀬	中山、木之根一・二、中野町、上耕地、越虫
5日(水)	渡瀬	福原一・二、田苗下、田尻一・二、関口一・二・三、座場見
6日(木)	赤坂東野・石井草	広畑一・二・三・四・五、滝ノ下、蕨ノ草、芦ノ草、木戸沢、大竹下・上、前田
7日(金)	赤坂東野・石井草	戸草下・上、新立、葉貫、唐露、大石草、遠ヶ竜前・後、大根屋敷
8日(土)		申告相談は行いません
9日(日)	予備日	指定日に申告できなかった方
10日(月)	赤坂東野・石井草	中内、大房、檜久保、官代下・上、石井草、内ヶ竜上・下
11日(火)	赤坂中野	新宿一・二・三・四・五・六・七、道少田一・二・三・四・五、中野団地
12日(水)	赤坂中野	大塩一・二・三、官沢一・二、馬場、鬼越
13日(木)	赤坂中野	真坂東・下・上、取上、薄ヶ久保、前田一・二
14日(金)	予備日	指定日に申告できなかった方
15日(土)		申告相談は行いません
16日(日)		申告相談は行いません
17日(月)	予備日	指定日に申告できなかった方

2月18日(月)から始まります

所得の申告相談

会場…役場2階 正庁
受付時間…午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時30分

●問い合わせ先
村総務課税務係 ☎0247-49-3111



村では、二月十八日(月)から三月十七日(月)まで、所得の申告相談の受付を行います。該当する方は指定された日に申告してください。

この申告相談は、平成十九年分(一〜十二月)の所得を申告していただくもので、平成二十年度の村県民税や国民健康保険税の課税の基礎となります。

■申告が必要な方

所得(確定)申告は、一年間に生じた所得金額を確定させ、その確定した金額により計算した税額と、源泉徴収などであらかじめ納めた税額を精算し、その年の最終的な所得税額を確定させるためのものです。

■持参するもの

- 申告の際には、次のものが必要になります。書類不足などで、受付できない場合もありますので、お出かけの前にもう一度書類の確認をお願いします。
- ① 農業や営業などの事業を営んだり、地代・家賃・配当・譲渡などの所得がある方
 - ② 給与と所得のほかに、事業・配当・不動産などの所得がある方
 - ③ 給与と所得のうち、二か所以上の事業所などから給与の支払いを受けた方や平成十九年中に退職した方や年末調整を受けていない方
 - ④ 国民年金加入者は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - ⑤ 生命保険料・建物共済などの払込証明書
 - ⑥ 不動産所得・山林所得がある方は売買契約書または明細書
 - ⑦ 生命保険料・建物共済などの払込証明書
 - ⑧ 国民年金加入者は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療機関の領収書など(十九年中に支払ったもの)

⑥ 障害者控除を受けようとする方は身体障害者手帳など

⑦ 口座振替を利用する方は金融機関・口座番号がわかるものおよびお届印

また、申告する所得の種類によっては、次の書類も持参してください。

▼農業所得

・収入支出を記帳してあるものおよび領収書など

・肉用牛売却所得の免税措置

を受ける方は売却証明書

▼給与所得

・源泉徴収票または事業主の発行する給与・賃金の支払証明書など

▼営業・その他の事業所得

・営業等所得調査表

・収入支出を記帳してあるものおよび領収書など

なお、税務署から申告書を送付された方は申告当日に持参してください(未記入のままで結構です)。

■申告相談日程・会場

相談会場には、多くの方が

■相談時間の短縮にご協力を

所得申告相談は役場二階「正庁」で行います。日程は左表のとおりで、午前九時から午後四時三十分まで受け付けます。また、予備日(二月二十四日、三月九日)は混雑が予想されますので、できるだけ指定日においでください。なお、指定日以外に来られる場合は、指定日の方を優先しますのであらかじめご了承ください。

① 事業所得や農業所得を申告される方で、領収書などが未整理のため、収支内訳書の作成に時間がかかる場合があります。あらかじめ、経費ごとの整理・集計をお願いします。

② 医療費控除を受ける方で、領収書が整理されていないため時間がかる場合があります。事前に整理し集計してください。

申告の有無によって控除額が変わります

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

申告しないと…				申告すれば…			
税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額	税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0	所得税	165,500	165,500	0
住民税	196,000	0	196,000	住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000	合 計	459,000	263,000	196,000

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額	税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0	所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500	住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	165,500	293,500	合 計	459,000	263,000	196,000

控除額が減少し、負担が増加する。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除Q & A

Q1 村県民税の住宅ローン控除額はどのように決まるのですか？

A1 「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から、「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q2 村県民税の住宅ローン控除の対象となるのは、どのような場合ですか？

A2 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合は、村県民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q3 平成19年以降に入居した場合は、どうなりますか？

A3 「村県民税の住宅ローン控除」の適用はありません。しかしながら、「所得税」で新たな住宅ローン減税制度が設けられていますので、詳しくは白河税務署までお問い合わせください。

※「従来方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制を取る特例が創設されています。

●問い合わせ 白河税務署 ☎0248-22-7111(代表)

●道路特定財源一覧表

税 目	道路整備充当分	税 率	備 考
国 税	揮発油税(昭和24年創設昭和28年より特定財源)	(暫定税率) 48.6円/ℓ	本則税率の2倍
		(本則税率) 24.3円/ℓ	
地 方 税	石油ガス税(昭和41年創設)	(本則課税) 17.5円/kg	本則税率の2.5倍
		[例]自家用乗用(暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則課税) 2,500円/0.5t年	
地 方 税	地方道路譲与税(昭和30年創設)	(暫定税率) 5.2円/ℓ	本則税率の1.2倍
		(本則課税) 4.4円/ℓ	
地 方 税	石油ガス譲与税(昭和41年創設)	石油ガス税の収入額の1/2:都道府県、指定市	石油ガス税参照
		自動車重量譲与税(昭和46年創設)	
地 方 税	軽油引取税(昭和31年創設)	(暫定税率) 32.1円/ℓ	本則税率の2.1倍
		(本則課税) 15.0円/ℓ	
地 方 税	自動車取得税(昭和43年創設)	(暫定税率) 全額	本則税率の1.7倍
		(本則課税) 3/10:都道府県、指定市 7/10:市町村	

※暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)

お知らせ 道路特定財源制度とは…

自動車利用者がガソリン税(揮発油税)などの税金を負担して、道路整備のための税金を確保する制度です。わが国の立ち遅れた道路整備を緊急かつ計画的に進めるため創設された制度です。現在は、道路整備費の財

源不足に対応するため、本来の税率に上乘せ(暫定税率)をしています(左表参照)。道路特定財源制度に関する問い合わせ 福島県道路領域道路企画グループ ☎0244-52117469

申告をお忘れなく!

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

●問い合わせ先

村総務課税務係 ☎0247-49-3111

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、20年度の住民税(所得割)から控除できます。

■対象となる方

税源移譲前から住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方(平成11年から平成18年までの入居者)で、次の①か②に該当する方

①税源移譲により所得税が減少する結果、住宅借入金等特別控除額が所得税額より大きくなり、控除しきれなかった方

②住宅借入金等特別控除額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

■申告方法

◆平成20年以降、村県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。
 ◆平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、3月17日(月)までに、総務課

税務係へ「村民税県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出してください。

▼年末調整だけの方

住宅借入金等特別控除申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない方)を直接、村役場(総務課税務係)に提出(必ず源泉徴収票の添付が必要)

▼確定申告をする方

住宅借入金等特別控除申告書(確定申告書を提出する方)を確定申告書と一緒に税務署に提出

■申告書および申告期限

住宅借入金等特別控除申告書は、役場総務課税務係に備え付けてあります。対象となる方は3月17日(確定申告期限)までに申告してください。

税源移譲による住宅ローン控除 《イメージ図》

